

○京都府立大学奨学寄附金取扱規程

(平成 21 年京都府立大学規程第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府公立大学法人京都府立大学（以下「本学」という。）における奨学寄附金の受入れに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 奨学寄附金 次の各号の経費に充てることを目的として本学に寄附される現金及び有価証券

ア 学術研究に要する経費

イ 教育活動の充実に要する経費

ウ 学生に給付又は貸与する学資

エ 図書、機械、器具及び標本等の購入に要する経費

オ 国際交流に要する経費

カ 地域貢献に要する経費

キ その他本学の管理運営に要する経費

(2) 研究助成金 本学の教職員等が、研究助成団体の募集する事業に応募、申請等をし、採択されることにより、当該研究助成団体から事業の実施のために支給される金銭等

(3) 教職員等 学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他本学において京都府公立大学法人に雇用される者

(4) 部局等 各学部、大学院生命環境科学研究科、附属図書館、教務部、学生部、生命環境学部附属農場、生命環境学部附属演習林又は事務局その他これらに相当する組織

(受入れの制限)

第 3 条 本学は、次の各号のいずれかに掲げる条件が附されている奨学寄附金又は学長が本学の業務に支障があると特に認める奨学寄附金を受け入れることができない。

(1) 奨学寄附金又は研究助成金（以下「奨学寄附金等」という。）により取得した財産を寄附者又は研究助成団体（以下「寄附者等」という。）に対して無償で使用させ、又は譲与すること。

(2) 奨学寄附金等による学術研究の結果として得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準じざる権利を寄附者等に譲渡し、又は使用させること。

(3) 奨学寄附金等の使途について、寄附者等が調査、検査を行うこと。

(4) 寄附の申込後、寄附者等がその意思により奨学寄附金等の全部又は一部を取り消すことができること。

(教職員等が寄附金及び研究助成金を受け入れた場合の取扱い)

第 4 条 本学の教職員等が寄附金（教職員等が受けた金銭等をいう。次号において同じ。）及び研究助成金を受け入れた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該教職員等は、これを改めて奨学寄附金として本学に寄附するものとし、私的に経理してはならない。

(1) 寄附金及び研究助成金の目的が当該教職員等の職務上の教育研究を助成するものであるとき

(2) 寄附金及び研究助成金を本学の施設、設備等を使用した教育研究を実施するための経費に充てようとするとき

(奨学寄附金の申込み)

第5条 奨学寄附金の寄附を申し出る者は、奨学寄附金申込書（別記第1号様式）を、部局等の長に提出するものとする。ただし、研究助成金については、採択の結果が記載された通知書の写しを部局等の長に提出することをもって、奨学寄附金の申込みに代えることができる。

2 部局等の長は、適当と認めたときは、その旨を学長に報告するものとする。

(受入れの決定)

第6条 奨学寄附金の受入れの決定は学長が行う。

2 学長は、奨学寄附金の受入れを決定したときは、寄附者等へ「奨学寄附金受入書（別記第2号様式）」を送付する。

3 学長は、寄附者等からの入金を確認したときは、当該寄附者等に対して「奨学寄附金領収書（別記第3号様式）」及び礼状を送付する。

4 前2項に関わらず、受入れに関し、寄附者等が別途指定する手続きがある場合には、これに従うものとする。

(奨学寄附金の使途)

第7条 学長は、奨学寄附金の受入れを行った場合は、これを奨学寄附金の目的に応じた教育研究等の経費及び管理的経費に充てるものとする。

2 奨学寄附金の一部の管理的経費への充当については、別に定める。

(奨学寄附金等の使途の変更)

第8条 奨学寄附金等は、指定された使途以外に使用してはならない。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該使途を変更し、又は移し換えることができる。

(1) 使途において研究を担当する教職員等が指定されている奨学寄附金等について、当該教職員等等の転出等により、奨学寄附金等を他の研究機関等に移し換える場合（事前に当該研究機関等の長の同意を得た場合に限る。）

(2) 当該教職員等の転出により、当該使徒の指定を変更する場合

(3) 寄附目的が達成されたことにより、奨学寄附金等の使途を変更する場合

(奨学寄附金等の移し換え)

第9条 学長は、奨学寄附金等の使途において指定された研究担当者が他の大学等へ転出することに伴い、当該奨学寄附金等をその転出先が受け入れる場合は、寄附者等の意向を確認の上、当該奨学寄附金等を他の大学等に移し換えることができる。

2 学長は、奨学寄附金等の使途において指定されている研究担当者が他の大学等から本学に転入することに伴い、当該奨学寄附金等の本学への移し換えを受けることができる。

(産学公連携リエゾンオフィス長の専行等)

第10条 この規程に基づき学長が行う事項は、産学公連携リエゾンオフィス長が専行する。ただし、学長が特に重要と認める場合は、この限りでない。

2 産学公連携リエゾンオフィス長は、奨学寄附金(学術研究に要する経費に充てるものに限る。)の状況について整理及び分析を行い、定期的に学長に報告するものとする。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、奨学寄附金の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

奨学寄附金申込書

年 月 日

京都府立大学長 様

住所

氏名

印

（法人にあつては、法人名及び職氏名）

京都府立大学に対し、次のとおり奨学寄附金を寄附します。

記

寄 附 金 額	円
寄附の目的 （該当する番号 に○を付する）	1 京都府立大学の（ ）学部（研究科）の学術研究を奨励するため 2 京都府立大学の教育活動の充実に要する経費に充てるため 3 京都府立大学の学生に給付又は貸与する学資に充てるため 4 京都府立大学の図書、機械、器具及び標本等の購入に要する経費に充てるため 5 京都府立大学の国際交流に要する経費に充てるため 6 京都府立大学の地域貢献に要する経費に充てるため 7 その他京都府立大学の管理運営に要する経費に充てるため
寄附の条件	1 なし 2 寄附の目的が上記1の場合で、特に奨励を希望する研究テーマや教職員等がある。 ・研究テーマ（ ） ・教職員の所属・氏名： 3 寄附の目的が上記2から6の場合で、特に希望する学部、研究科等がある。 ・学部又は研究科： ・教職員の所属・氏名： 4 その他 []
寄附者が法人 の場合の事務 担当者	所属・職名・氏名 電話番号 メールアドレス

【確認・了解事項】

- 本寄附金について、研究担当者の退職、他大学への転出等により京都府立大学寄附対象者を変更することを了解し、それに伴う手続については京都府立大学に委任いたします。
- 本寄附金の一部(原則 %^{注※})を管理的経費に充当することについて了解いたします。
注※ 別に定める率を記載
- この奨学寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。
- 情報公開制度による開示請求があった場合には、個人情報等を除き開示されることがあります。
- 以下の場合は、奨学寄附金としてお受けすることはできません。
 - ・ 知的財産権等を寄附者に帰属すべきものとしているもの
 - ・ 契約書等の取り交わしや成果などの対価の授受を条件としているもの

別記

第2号様式（第6条関係）

京府大第 号
年 月 日

奨学寄附金受入書

様

京都府立大学
学 長

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたびは、寄附金のお申し出をいただき誠にありがとうございます。

年 月 日付でお申し出いただきました寄附金につきまして、ありがたくお受けし、
京都府立大学の教育、研究等のために役立たせていただきたいと思います。

つきましては、下記によりお納めいただければありがたく存じます。

記

- 1 寄附金額 金 円
- 2 納入方法 本大学の預金口座への振り込み
(振込口座)
京都銀行本店営業部 普通 4 2 1 7 8 3 3
(口座名)
京都府立大学収入口 京都府公立大学法人
理事長
(キョウトフリッタ イカクシュウニュウグチキョウトフコリツタ イカクホウジンリシチョウ)
- 3 奨励対象研究者氏名

別記

第3号様式（第6条関係）

No. _____

奨学寄附金領収書

様

¥ _____ ー

上記のとおり奨学寄附金を受領いたしました。

年 月 日

京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465

京都府公立大学法人

理事長

上記の金額は、所得税法第78条第2項第3号及び法人税法第37条第4項に基づき財務大臣が指定した寄附金（昭和40年4月30日大蔵省告示154号）に該当するものです。

- （注）1. この寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。
2. 上記の措置を受けるために、確定申告に際して、この領収書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。